

留学生健康診断のお知らせ

平成30年8月1日発行
留学生課
保健管理センター

平成30年度留学生健康診断を下記の通り実施します。
もれなく受診して下さい(要予約)。

留学生健康診断は、予約制です。
留学生課の窓口で、10月1日(月)～10月9日(火)に申込みして下さい。
(保健管理センターでは予約できません。)

日 時 : 平成30年10月 10 日(水)
男性10:00～11:00 / 13:15～14:15
女性11:00～12:00 / 14:15～16:00
[留学生日本語教育センター生] 16:10～16:40

対 象 : 全留学生

場 所 : 保健管理センター

検査項目 : 内科診察・身長・体重・視力・聴力・胸部X線撮影・尿検査(蛋白・糖)
・血圧・血液検査(肝機能検査・貧血検査・白血球検査等)
(4月入学の留学生日本語教育センター生は、内科診察と血液検査のみ)

- 諸 注 意
- ① 妊娠中の方、妊娠の可能性のある方は胸部X線撮影を受けないで下さい。
 - ② 検査当日、既に渡し済みの採尿容器に、早朝尿を採取して持参して下さい。
 - ③ 生理中の方も、尿検査を受けることができます。
 - ④ 当日の服装は、ボタンや金具が付いていないTシャツや薄着のセーター等を着用するか、または準備して下さい(ワンピースは不適當)。
 - ⑤ 髪の毛の長い人は束ねるゴムを持参して下さい。
 - ⑥ 胸部X線撮影時は、ブラジャーやネックレスの着用はできません。
 - ⑦ 貴重品等は持参しないで下さい。

近年、肺結核が再流行する様相を呈しており、皆さんはその好発年齢層に相当します。
留学生健康診断は、自己の健康チェックの良い機会であるとともに、健康診断証明書の
基礎資料となりますので、必ず受診してください。

様々な場面で必要とされる健康診断証明書は、留学生健康診断受診者のみを対象として、
受診後1年間に限定して発行されます。

特に就職活動をされる際には健康診断証明書は必ず必要になりますので、受診されることを
おすすめします。

受診されなかった場合は、健康診断証明書は発行できません。